平成２３年（フ）第４３４号
盛岡市西青山１丁目14番９号
債務者　田代　美香
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２９６号
兵庫県川西市西多田２丁目７番26号
債務者　吉本　利彦
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３７９号
兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目91番地８
債務者　大久保美穂（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８０４号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番20―304号
債務者　山下ひとみ
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６７号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番17―401号
債務者　平石　安喜
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７０号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目３番20―1119号
債務者　筒井　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８９号
北九州市小倉南区長行西５丁目９番３号
債務者　宇都宮義之
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８３６号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番26―502号
債務者　樋口　和彦
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８３７号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番26―502号
債務者　樋口いづ美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８３８号
北九州市八幡西区東鳴水４丁目８番10号105
債務者　堀　　典子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８４０号
北九州市小倉南区田原新町２丁目６番９号
債務者　藤下　理子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８０号
北九州市小倉北区明和町１番28―403号
債務者　橋本　　純
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８５号
北九州市小倉北区黄金２丁目６番６―913号
債務者　田村　明史
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８９号
青森県黒石市柵ノ木１丁目８番地
債務者　工藤　和人
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第６８５号
千葉県柏市大井122番地
債務者　坂巻　圭一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７０１号
千葉県柏市豊町２丁目５番35号　ピースフルハウスＡ棟105号
債務者　武田　祐一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７１２号
千葉県流山市大字平方1193番地
債務者　長谷川和男
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７１３号
千葉県松戸市南花島３丁目44番地の８　小川荘102号
債務者　星野登美子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部